

令和6年度 第2回大垣市スポーツ推進審議会

と き 令和6年10月31日(木) 17:00~18:30

ところ 大垣市役所 6階 6-3、6-4 会議室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議事

- (1) 大垣市第2次教育振興基本計画(スポーツ分野)の改定について

資料1

5 その他

- (1) 部活動地域移行の進捗状況について

・地域移行・実証事業の取組について

資料2-1

・令和6年度実証事業実施団体について

資料2-2

・各競技・種目における「検討チーム」について

資料2-3

・休養日及び活動時間について

資料2-4

6 閉会のことば

令和5年度・6年度 大垣市スポーツ推進審議会委員等名簿

1 審議会委員

所 属	所属役職	氏 名
(公財) 大垣市体育連盟	会 長	堤 俊彦
(学) 大垣総合学園岐阜協立大学	教 授	高橋 正紀
大垣市スポーツ推進委員協議会	会 長	山田 幸隆
(一社) 大垣市医師会	理 事	平松 哲
大垣市小学校体育振興会	会 長	篠田 亨
(公財) 大垣市体育連盟 少年スポーツ委員会	委員長	川瀬 尚志
(公財) 大垣市体育連盟 生涯スポーツ振興委員会	委員長	川合 麻美
大垣市スポーツ少年団	本部長	山口 敏文
大垣市職域体育振興会	部会長	都竹 直孝
大垣市連合体育振興会	会 長	白井 好美
市民公募委員		松山 昌代
市民公募委員		安田 英理乃

※任期：令和5年6月1日から令和7年5月31日

2 オブザーバー

所 属	所属役職	氏 名
(公財) 大垣市体育連盟	専務理事	関 琢磨

3 事務局

所 属	所属役職	氏 名
大垣市教育委員会	教育長	細江 敦
大垣市教育委員会	事務局長	平松 善幸
大垣市教育委員会 社会教育スポーツ課	課 長	林 昭義
大垣市教育委員会 社会教育スポーツ課	参 事	水野 哲也
大垣市教育委員会 社会教育スポーツ課	参 事	細野 雄樹
大垣市教育委員会 社会教育スポーツ課	主 幹	洞口 直樹
大垣市教育委員会 社会教育スポーツ課	主 査	廣島 明美

大垣市第2次教育振興基本計画（スポーツ分野）

指標と目標 算出根拠

基本目標 1	スポーツ活動を充実し、夢や目標に向かって挑戦する人づくりをめざします
--------	------------------------------------

1 指標と目標

指標	年度	R5	R7	R8	R9	R10	R11
1 小中学生スポーツ活動実施率（%）	目標	基準	67.1	67.8	68.5	69.2	69.9
	実績	66.4					
2 全国・国際大会等出場者数（件）	目標	基準	340	344	348	352	356
	実績	336					

2 指標の設定理由

スポーツ活動を充実させるためには、少年期からスポーツに親しみ、楽しく運動する子どもを増やす必要がある。また、その中から夢や目標に向かって挑戦する競技者も育成していくため、小中学生のスポーツ活動実施率と、全国大会等への出場者数を指標とした。

3 目標値の算出根拠

<小中学生スポーツ活動実施率>

小中学生のスポーツに関する実態調査によると、R2年度からR5年度にかけての伸び率が、年平均0.65%であった。この傾向を踏まえ、R5年度の実施率「66.4%」を基準値として、年平均0.7%ずつ上昇させることを目標に、R11年度の目標値を「69.9%」と設定した。

【小中学生のスポーツに関する実態調査（大垣市）】

年度	R2	R3	R4	R5
小中学生スポーツ活動実施率（%）	63.8	64.3	65.0	66.4

※年平均伸び率 0.65%

<全国・国際大会等への出場者数>

全国大会が、新型コロナウイルスの影響で縮小や中止が続いていたため、通常通りの開催であったH30年度からR5年度を比較し、伸び率を年平均4.2件とみなし、今後は年平均4件ずつ上昇させることを目標とし、R11年度の目標値を「356件」と設定した。基準値は、R5年度の出場者数「336件」とする。

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5
全国・国際大会等への出場者数（件）	315	281	33	156	227	336

※年平均伸び率 4件

基本目標 2	スポーツを通じた交流の場を提供し、互いに認め合う、心豊かな人づくりをめざします
---------------	--

1 指標と目標

指標	年度	R5	R7	R8	R9	R10	R11
1 日本スポーツ協会公認指導者新資格登録者数（人）累計値	目標	基準	233	253	273	293	313
	実績	213					
2 県民スポーツ大会における大垣市選手が出場する種目数の割合（％）	目標	基準	86.0	86.0	86.0	86.0	86.0
	実績	86.0					

2 指標の設定理由

スポーツ交流を通して、互いに認め合う心豊かな人づくりを進めるためには、スポーツの良さを正しく指導できる指導者が不可欠である。そのため、日本スポーツ協会公認指導者の登録者数を指標(1)とした。また、県民スポーツ大会を大きな交流の場として位置づけ、本大会に出場した種目数（競技団体）の割合を指標(2)とした。

3 目標値の算出根拠

<日本スポーツ協会公認指導者新資格の登録者数>

R2年度からR5年度の伸び率が年平均46人のため、今後の新規取得者を40人と見込むことにした。4年ごとの更新時には、取得者の半数が資格更新すると仮定し、R5年度の登録者数「213人」を基準値として、年平均20人ずつ増加させることを目標に、R11年度の目標値を「313人」と設定した。

年度	R2	R3	R4	R5
日本スポーツ協会公認指導者新資格の登録者数（人）	74	122	159	213

※年平均46人増

<県民スポーツ大会への参加種目数の割合>

県民スポーツ大会の全43種目のうち、R2年度以降は85%以上の種目（競技団体）が参加している。R5年度の参加率「86%」を基準とし、毎年86%以上の参加を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5
県民スポーツ大会への参加種目数の割合（％）	90%	開催中止	85%	86%

基本目標 3	地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします
---------------	---

1 指標と目標

指標	年度	R5	R7	R8	R9	R10	R11
1 ヘルシーウォーク実施回数 (回)	目標	基準	180	183	186	189	192
	実績	177					
2 大垣市民総合体育大会参加者数 (人)	目標	基準	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	実績	15,000					

2 指標の設定理由

コロナ禍の影響により、地域に根付いていたコミュニティスポーツでのつながりが薄れた。そこで、地域のスポーツ活動を再開させることを目標とする。

この目標の達成度を測る指標として、地域に定着している「ヘルシーウォークの実施回数」と、競技性のある「大垣市民総合体育大会に各校区から参加した人数」を設定とした。

3 目標値の算出根拠

<ヘルシーウォーク実施回数>

本来ヘルシーウォークは、22校区が毎月第2日曜に実施することになっているため、完全実施(100%)となった場合、年間で264回(22地区×12回)となる。

R5年度の177回を基準値とし、開催回数を年3回増やすことを目標に、R11年度の目標値を「192回」と設定した。

年度	R2	R3	R4	R5
参加者数 (人)	1,852	2,615	5,102	5,571
開催回数 (回)	74	117	143	177

<大垣市民総合体育大会の参加人数>

大垣市民総合体育大会全34競技(校区対抗・フリーエントリー)の合計参加者数について、R5年度「15,000人」を基準値とする。人口減少が進む中でも、参加者数を維持することが重要なため、目標は現状維持の15,000人とする。

年度	R2	R3	R4	R5
大垣市民総合体育大会の参加人数 (人)	5,000	1,700	12,000	15,000

基本目標 4	スポーツができる環境を整備し、生涯いきいきとスポーツする健康な人づくりをめざします
---------------	--

1 指標と目標

指標	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1-1 親子スポーツ教室・きッズスポーツ教室等満足度 (%)	目標	基準	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
	実績	90.0					
1-2 親子スポーツ教室・きッズスポーツ教室等参加者数 (人)	目標	基準	444	444	444	444	444
	実績	444					

指標	年度	R5	R7	R8	R9	R10	R11
2 体育施設利用者数 (人)	目標	基準	1,297,200	1,297,200	1,297,200	1,297,200	1,297,200
	実績	1,297,185					

2 指標の設定理由

幼少期から親子でスポーツを楽しむことができれば、親子とも生涯スポーツに親しむ環境に繋がります。そのため、親子スポーツ教室、きッズスポーツ教室の満足度とともに参加人数を指標とした。

また、スポーツができる環境を整備するには、まず体育施設の利用者の満足度が重要である。そこで、スポーツができる20の体育施設と28の学校施設、合計48施設の利用者数を指標とした。目標値は人口減少に伴い減少すると予測されるが、利用者が多ければ、施設が満足して使用されていると判断する。

3 目標値の算出根拠

<親子スポーツ教室・きッズスポーツ教室等の満足度>

大垣市体育連盟主催の親子スポーツ教室（わんぱく体操・お父さんと一緒・おおがキッズスポーツスクール・垣っ子ひろば）に参加した保護者及び子どもを対象にアンケートを実施し、令和6年度の満足度は90%であったため、基準値を90%とし、毎年90%以上の満足度達成を目標とする。また、年間参加者数について、R5年度の「444人」を基準値とする。人口減少、特に少子化が予想される中でも、現状維持を目標とする。

<体育施設の利用者数>

体育施設、学校開放体育施設等の年間延べ利用者数について、R5年度の「1,297,185人」を基準値とする。人口減少が予測される中でも、現状維持を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5
体育施設利用者数 (人)	683,500	832,208	1,163,377	1,297,185

部活動地域移行の取組

【令和5年度】

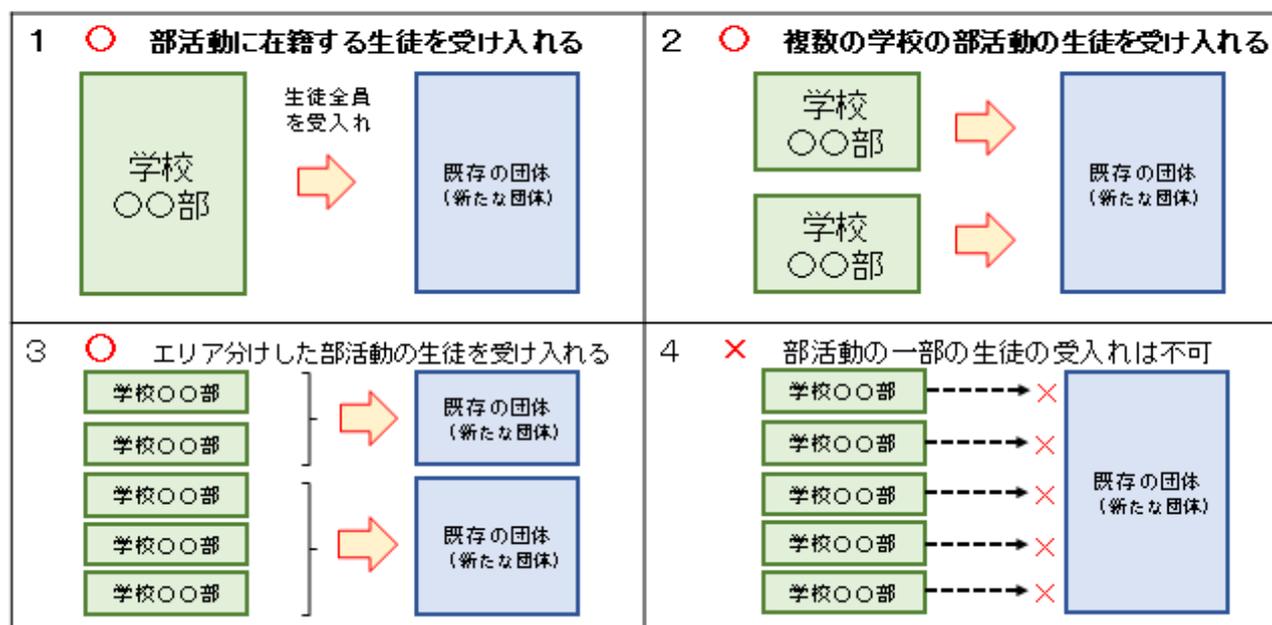
月 日	内 容
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を対象に、アンケート調査 ・競技団体・少年団・クラブを対象に、アンケート調査
8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進審議会①
8 月 26 日～ 10 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体・少年団・クラブの指導者、部活動外部指導者を対象に、ワークショップを開催
10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回部活動地域移行検討委員会
10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進審議会②
11 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回部活動地域移行検討委員会
11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行に関する学校説明会①
12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行（素案）パブリックコメント開始
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校意向調査
1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進審議会③
1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回部活動地域移行検討委員会
2 月 3・4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行基本構想（案）説明会
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体・少年団・クラブを対象に実施意向調査
2 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行に関する学校説明会②
2 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域クラブ活動実施検討会・実証事業説明会
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行のパンフレットを保護者に配布
3 月末	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市部活動地域移行基本構想の策定 ・新たな地域クラブ活動実証事業ガイドラインの策定

部活動地域移行実証事業の取組

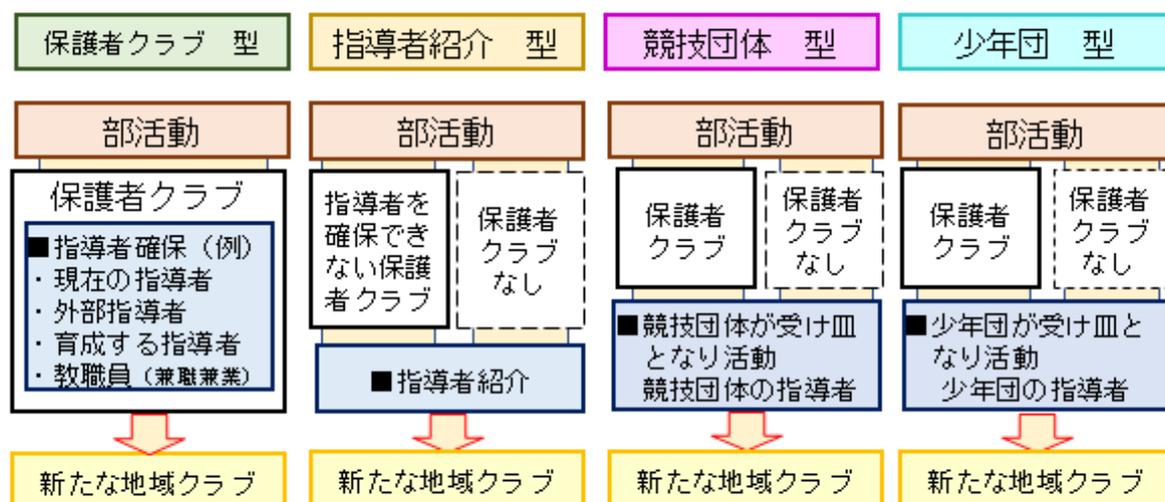
【令和6年度】

月 日	内 容
4月	・希望する学校の部活動育成会において市の方針を説明
5月8日～ 6月17日	・第1回検討チーム（競技ごとに開催）14競技 ※実証事業ガイドラインの説明、地域移行の進め方について説明
6月3日～ 6月21日	・少年団・クラブを対象に実施意向調査 ※令和6年9月の実証事業の実施に向けた調査
6月13日～ 7月12日	・保護者を対象にアンケート調査 ※地域移行に関する意識調査（指導者、会費、活動時間、移動方法など）
6月10日～ 8月9日	・教職員を対象とした指導者募集 ※小、中学校の教職員を対象とした調査
6月26日～ 7月18日	・第2回検討チーム（競技ごとに開催）12競技 ※各部活動における地域移行の進捗状況、各競技の地域移行の在り方を検討
8月3日	・新たな地域クラブ活動実施検討会・実証事業説明会 ※令和6年9月の実証事業実施に向け、部活動顧問と新たな実施主体代表者が参加
8月26日	・スポーツ推進審議会① ※地域移行、実証事業の取組状況、実証事業実施団体、指導者登録制度の開始
9月1日～ 9月11日～	・地域クラブでの指導を希望する指導者登録を開始 ・中学校長と新たな実施主体の代表者による合意形成
10月31日	・スポーツ推進審議会②
11月12日	・第4回部活動地域移行検討委員会 ※指導者の確保について検討、市の支援の在り方について検討
11月21日～ 12月23日	・第3回検討チーム（競技ごとに開催）11競技 ※各部活動における地域移行の進捗状況、令和7年4月実施に向けた動きの確認
1月31日	・新たな地域クラブ活動実施検討会・実証事業説明会 ※令和7年4月の実証事業実施に向け、部活動顧問と新たな実施主体代表者が参加
2月10日	・第5回部活動地域移行検討委員会 ※休養日と活動時間の検討、文化系部活動の地域移行について
3月	・中学校長と新たな実施主体の代表者による合意形成

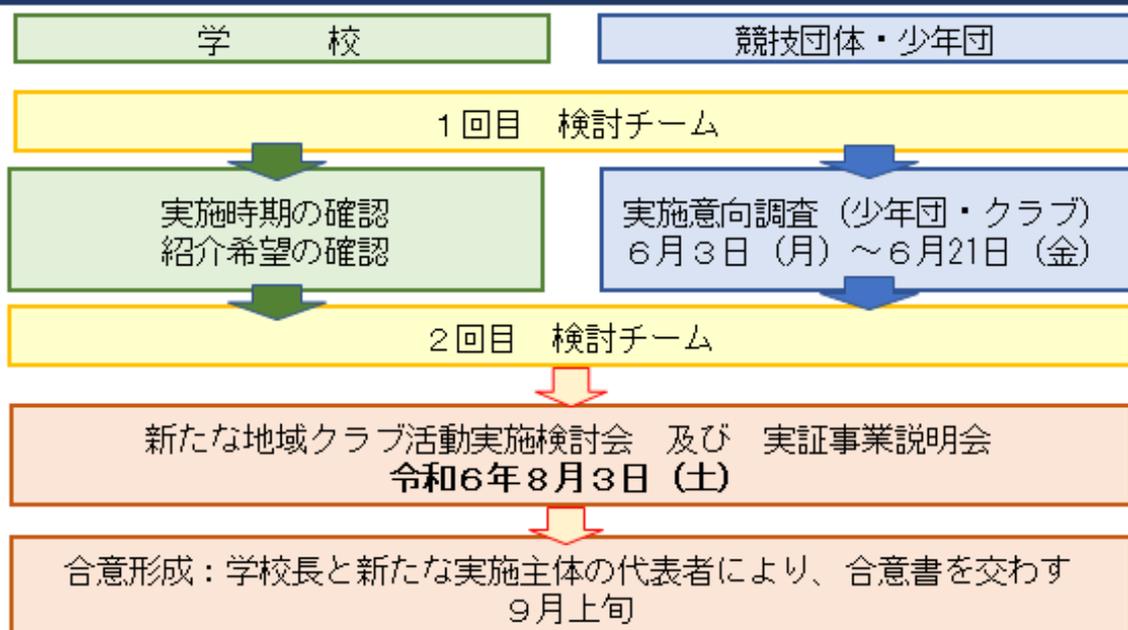
1 合意形成できた部活動から順次、地域移行



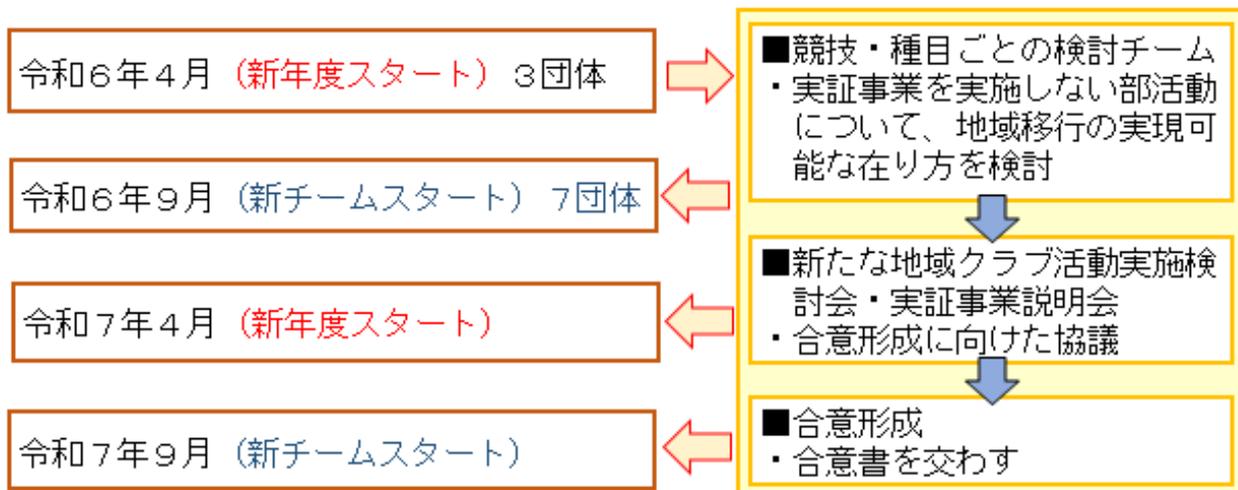
2 新たな実施主体の例



3 令和6年9月の実証事業の実施に向けて



4 実証事業の実施時期



新たな地域クラブ活動が、持続可能な活動となるように、体制基盤を整えてスタート。その中で、令和7年度末までの地域移行を目指す。

令和 6 年度 部活動地域移行実証事業実施団体

1 令和 6 年 4 月からの実施団体

NO.	学 校	部活動		NO.	地域クラブ	受け皿	活動場所	活動日・会費
1	星和中	サッカー	⇒	1	星和 FC	中川少	星和中 大垣北高	水曜、木曜 土曜 回数券：1回 250 円、400 円 (夜)
2	星和中	剣道	⇒	2	星桜会 (星和剣道クラブ)	部活動外部 指導者が 設立	星和中	金曜 土曜又は日曜 月会費：1,500 円
3	星和中	なぎなた	⇒	3	尚武会なぎなた クラブ	競技団体	大垣商業 高校	水曜 土曜 月会費：3,000 円

2 令和 6 年 9 月からの実施団体

NO.	学 校	部活動		NO.	地域クラブ	受け皿	活動場所	活動日・会費
1	東中	サッカー	⇒	1	大垣東 FC	大垣東少	東中	火曜、木曜、金曜 土曜又は日曜 月会費：2,400 円
2	興文中、 南中、 西中、 ※東中	軟式野球	⇒	2	大垣中央野球 クラブ	興文少、 西少、 南少、 安井少	南中 興文中	土曜又は日曜 月会費：1,000 円
3	※東中、 ※星和中	軟式野球	⇒	3	大垣東部野球 クラブ	東少、 江東少、 川並少、 小野少	東中 江並中	土曜、又は日曜 月会費：2,000 円
4	北中、 ※星和中	軟式野球	⇒	4	大垣北部野球 クラブ	北少、 中川少	北中 星和中	土曜、又は日曜 月会費：3,000 円
5	西部中	バレーボール (男子)	⇒	5	西部バレーボ ールクラブ	競技団体が 指導者を位 置づけ	西部中	土曜、又は日曜 月会費：1,000 円
6	興文中、 北中	ハンドボール (女子)	⇒	6	S Violet H.C	部活動外部 指導者が 設立	北中	水曜、金曜 土曜 月会費：3,000 円
7	西中、 江並中	ハンドボール (女子)	⇒	7	Spring Handball Club 江並&西	部活動外部 指導者が 設立	江並中 西中	火曜・木曜・金曜 日曜 月会費：1,500 円

各競技・種目における「検討チーム」

1 検討チームの活動趣旨

大垣市部活動地域移行基本構想に、令和6・7年度の検討体制として、「検討チーム」を組織し、調整を行うこととしている。学校の部活動顧問と競技・種目関係者が集まり、今後の地域移行の在り方や実証事業実施に向けた調整を行う。

2 検討チームによる協議

- ・年3回（5月、7月、12月）

※各競技・種目の実証事業への参加状況や検討チームの競技の状況により、競技の回数を変更

1回目	競技	2回目	競技
5月8日（水）	サッカー	6月26日（水）	サッカー
5月9日（木）	剣道	6月27日（木）	剣道
5月10日（金）	なぎなた	6月28日（金）	軟式野球
5月13日（月）	軟式野球	7月1日（月）	バスケットボール（男子）
5月14日（火）	バスケットボール（男子）	7月3日（水）	柔道
5月15日（水）	ソフトテニス（男子）	7月4日（木）	バレーボール
5月16日（木）	バレーボール	7月5日（金）	ハンドボール（男子）
5月17日（金）	ハンドボール（男子）	7月8日（月）	バスケットボール（女子）
5月29日（水）	ハンドボール（女子）	7月9日（火）	バドミントン
5月30日（木）	バスケットボール（女子）	7月10日（水）	卓球
5月31日（金）	ソフトテニス（女子）	7月11日（木）	ソフトテニス（男子）
6月10日（月）	バドミントン	7月12日（金）	ハンドボール（女子）
6月11日（火）	卓球	7月16日（火）	陸上競技
6月12日（水）	陸上競技	7月17日（水）	ソフトテニス（女子）
6月13日（木）	柔道	7月18日（木）	体操競技
6月14日（金）	ソフトボール		
6月17日（月）	体操競技		

※3回目は、11月21日（木）～12月23日（月）において、開催予定

3 検討チームの担当者

- ・学校部活顧問
- ・競技団体2名まで
- ・市体育連盟
- ・部活動外部指導者（希望者）
- ・少年団2名まで
- ・学校教育課
- ・社会教育スポーツ課

4 場所

- ・市役所 会議室

5 担当者の役割

(1) 学校の担当者（顧問）の役割

- ・部活動の状況や今後の地域移行の在り方について、意見を述べる。
 - 部活動の状況や今後の地域移行の在り方とは
 - ・「保護者クラブ」が「新たな地域クラブ」となり、実証事業へ参加する見通しはあるか。いつか。
 - ⇒①令和6年9月 ②令和7年4月 ③令和7年9月
 - ・令和6年度の活動は、部活動か、保護者クラブか。
 - ・複数年、指導できる指導者を確保できる見通しがあるか。
 - ・複数年、地域クラブを運営できる代表者を確保できる見通しがあるか。
 - ・部活動の外部指導者や保護者クラブの指導者がいる場合、地域クラブの創設などの希望はあるか。
 - ・各学年の活動状況。
 - ・他の中学校と合同で活動していきたい希望はあるか。

(2) 競技団体担当者の役割

- ・各競技・種目の競技団体の立場より、各学校の部活動や少年団の活動状況から、今後の地域移行の在り方について意見を述べる。
 - 競技団体としての地域移行の在り方とは
 - ・中学校の部活動数が少ない場合など、競技団体が実施主体となって受入れることができるか。
 - ・子供たちがスポーツや文化に親しむ場として、活動できることはないか。
 - ・最も適切な地域移行の在り方をどのように考えるか。

(3) 少年団担当者の役割

- ・各少年団の活動の状況や今後の地域移行の方向を把握し、地域移行の在り方について、意見を述べる。
 - 少年団の活動の状況や今後の地域移行の方向の把握とは
 - ・少年団が実施主体となり、実証事業への参加を希望している団体はあるか。
 - ・学校との話し合いは進んでいるか。
 - ・子供たちの活動を支える場として、少年団が受け皿になることはできるか。

6 「検討チーム」における内容

【1回目】

- 報告事項
 - ・地域移行に関する取組と今後の進め方
 - ・実証事業ガイドライン
 - ・市の支援内容について
 - ・実施に向けての書類作成について
- 検討内容
 - 1 検討チームの進め方について
 - 2 各学校の活動状況について
 - ・各学年の活動状況
 - ・外部指導者の活動状況
 - 3 今後の地域移行の在り方について
 - ・地域移行の進捗状況
 - 4 大会出場について
 - ・中体連の大会について
 - ・競技団体主催の大会について
 - 5 加入生徒の募集範囲について
 - 6 地域移行の課題となることについて
 - 7 実証事業の実施団体について

【2回目】

- 報告事項
 - ・第1回検討チームにおける検討内容の確認
- 検討内容
 - 1 今後の地域移行の在り方について
 - ・少年団・クラブを対象とした実施意向調査の結果
 - ・競技団体の実施意向
 - ・保護者クラブの実施意向
 - ・エリア分け・合同での設立希望
 - 2 休養日及び活動時間について

休養日及び活動時間について

1 改訂の趣旨

新たな地域クラブ活動実証事業ガイドラインの「休養日及び活動時間の設定」について次のとおり、一部を改訂するもの。

2 主な改正点

大会参加時の休養日の在り方について追記

3 施行期日

令和6年9月1日

4 改訂の理由

- ・競技によっては、大会が土曜日に開催されることがある。この場合、十分な練習を行うことができず、大会を繰り返すことになってしまい、技能向上に対する意識の高まりとともに、技術的な向上が見込めない。
- ・土曜日に大会が開催され、大会を通じた課題を修正しようとしても1週間後の練習となってしまう、継続した活動時間を確保できないため、十分に子供たちを成長させることができない。

※配慮事項

- ・土曜、日曜のどちらか一日を休養日とすることを基本としており、土曜、または、日曜に試合があり、両日活動する場合には、指導者は、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないように、十分配慮する。

5 改訂の内容

別紙のとおり

新旧対照表

改 訂	現 行
<p>(略)</p> <p>実証事業の実施に当たって</p> <p>2 管理</p> <p>(1) 休養日及び活動時間の設定 (略)</p> <p>【休養日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜、日曜については、どちらか一日休養日とする。 <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>【大会参加時の休養日について】</p> <p><u>大会参加にあたっては、原則、以下のとおり対応する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大会開催日が日曜日の場合は、前日、土曜日に活動することもあり得る。</u> また、<u>大会開催日が土曜日の場合は、翌日、日曜日に活動することもあり得る。</u> <u>その場合、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。</u> ・<u>土曜日、日曜日の2日連続で大会に参加した場合は、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。週2日の休養日を確保すること。</u> <p>【休日の活動時間】</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>実証事業の実施に当たって</p> <p>2 管理</p> <p>(1) 休養日及び活動時間の設定 (略)</p> <p>【休養日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜、日曜については、どちらか一日休養日とする。 <p>大会開催日が日曜日の場合は、前日、土曜日に活動することもあり得る。</p> <p>その場合、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。</p> <p>ただし、土曜日開催の場合、翌日の日曜日は、休養日とする。</p> <p>(略)</p> <p>【休日の活動時間】</p> <p>(略)</p>

実証事業ガイドラインより抜粋

○改訂前

(1)休養日及び活動時間の設定

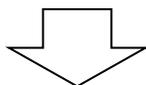
- ・新たな実施主体は、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないよう、十分に配慮する。
- ・「大垣市中学校部活動ガイドライン」で規定する内容を基本とする。
(参照：【改訂版】大垣市中学校部活動ガイドライン令和3年3月)

【休養日】

- ・土曜、日曜については、どちらか一日を休養日とする。
大会開催日が日曜日の場合は、前日、土曜日に活動することもあり得る。その場合、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。ただし、土曜日開催の場合、翌日の日曜日は、休養日とする。
- ・第3日曜日は、原則「家庭の日」として活動は実施しない。
ただし、大会、施設の割り振りの関係でやむを得ない場合は、必ず振替で休養日とすること。
- ・3、4連休の場合は1日以上、5連休以上の場合は2日以上、休養日を設定することが望ましい。

【休日の活動時間】

- ・活動時間は、原則1日3時間までとする。(大会は除く)



○改訂後

(1)休養日及び活動時間の設定

- ・新たな実施主体は、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないよう、十分に配慮する。
- ・「大垣市中学校部活動ガイドライン」で規定する内容を基本とする。
(参照：【改訂版】大垣市中学校部活動ガイドライン 令和3年3月)

【休養日】

- ・土曜、日曜については、どちらか一日を休養日とする。
- ・第3日曜日は、原則「家庭の日」として活動は実施しない。
ただし、大会、施設の割り振りの関係でやむを得ない場合は、必ず振替で休養日とすること。
- ・3、4連休の場合は1日以上、5連休以上の場合は2日以上、休養日を設定することが望ましい。

【大会参加時の休養日について】

- 大会参加にあたっては、原則、以下のとおり対応する。
- ・大会開催日が日曜日の場合は、前日、土曜日に活動することもあり得る。また、大会開催日が土曜日の場合は、翌日、日曜日に活動することもあり得る。その場合、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。
- ・土曜日、日曜日の2日連続で大会に参加した場合は、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。週2日の休養日を確保すること。

【休日の活動時間】

- ・活動時間は、原則1日3時間までとする。(大会は除く)

大垣市部活動地域移行
新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン

大垣市教育委員会

令和6年9月

「新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン」の策定に当たって

1 策定の趣旨

- ◆「大垣市部活動地域移行基本構想（令和6年3月）」において、新たな実施主体（少年団や競技団体等、移行後の活動を担う団体）による実証事業を行うことを位置付けており、令和6・7年度に実施するためのガイドラインを策定するもの。

令和7年度末までを目標に、休日の中学校部活動を新たな実施主体による活動に移行（地域移行）するため、令和5年度には、教育委員会において、「大垣市部活動地域移行基本構想」を策定することとしている。

地域移行において、重要な取り組みである新たな実施主体を決めるため、令和6・7年度は、上記構想を基に、市内10中学校にある138の全ての部活動と新たな実施主体となり得る団体と合意形成に向けた調整を行い、合意形成できた部活動から順次、移行して検証する実証事業を行うこととしている。

現在、部活動にある競技・種目において、受入れ先となる団体の調整にあたり、学校と「新たな地域クラブ活動」の実施主体による合意形成が得られた場合、実証事業に参加するものとする。

実証事業では、「新たな地域クラブ活動」の休日の活動について行い、その内容を示すものとして、大垣市中学校部活動地域移行検討委員会における協議を経て、本ガイドラインを策定した。

2 目的

- ◆実証事業において、成果と課題をとりまとめ、課題解決を図るとともに、令和8年度からの円滑な実施を目指す。

令和8年度以降の「新たな地域クラブ活動」の円滑な実施に向け、令和6・7年度の実証期間を通して、活動の成果と課題をとりまとめ、課題解決を図るとともに、令和8年度からの円滑な実施を目指す。

実証期間においては、「新たな地域クラブ活動」の調査・分析を行い、本市における生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、持続可能な活動となるよう対応する。

本ガイドラインは、新たな実施主体のもとで行われる「新たな地域クラブ活動」を適切に実施するために、学校部活動と同等の活動の基準を示すものである。

本ガイドラインは、実証事業の実施状況に応じて、内容を見直すこととする。

3 基本理念

以下は、「大垣市部活動地域移行基本構想」で示している基本理念であり、実証事業を行う「新たな地域クラブ活動」においても遵守するものとする。

- ◆競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむものであること。
- ◆多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであること。

学校部活動は、生徒にとって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことはもとより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等につながるなどの教育的意義があるほか、学級や学年の異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあり、生涯にわたって豊かに生きる資質・能力を育む役割を果たしている。

したがって、地域移行にあたっては、地域のスポーツ・文化芸術分野の資源を最大限活動しながら、学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができ、多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであることを基本理念とする。

4 基本方針

- ◆新たな実施主体として、学校と競技・種目関係団体の合意形成がなされた場合に、「新たな地域クラブ活動」の実証事業を実施する。

(1) 対象となる団体

- ・「新たな地域クラブ活動実施検討会」（社会教育スポーツ課主催により開催）において、対象部活動との合意形成の意向を確認し、学校と新たな実施主体による面談において、合意形成が得られた団体（「新たな地域クラブ活動」の実施に向け、規約等を整備できる団体）
- ・「新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン」をもとに活動し、参加基準（別紙参照）の内容を遵守できる団体
- ・「新たな地域クラブ活動」を持続可能な活動としていくために、毎年度、代表者や指導者の変更される保護者クラブは、対象外とする。

(2) 実施主体

- ・スポーツ協会やスポーツ少年団、文化芸術団体など、既存の団体
- ・関係団体が連携して運営する団体など、新たな団体

(3) 対象となる活動

- ・「新たな地域クラブ活動」として実施される休日の活動

(4) 合意形成

- ・合意形成とは、学校部活動と競技・種目関係団体、双方の意向を十分に協議し、合意書を交わすことである。意向の内容は、実施主体、指導者、活動場所、大会への参加等とする。
- ・以下の手順で合意形成を図る。

【意向を確認する】

- ①学校や競技・種目関係団体の意向について、聞き取りやアンケート等により把握する。
- ②競技・種目ごとの検討チーム（事務局：教育委員会）において、学校部活動ごとに、地域移行の在り方を検討し、方向性を確認する。
- ③学校部活動と競技・種目関係団体、双方の意向について、合意形成できる見通しとなった場合、学校部活動と競技・種目関係団体の担当者は、「新たな地域クラブ活動実施検討会」に出席する。
- ④「新たな地域クラブ活動実施検討会」において、学校部活動と競技・種目関係団体、双方の意向を十分に協議し確認する。

【合意書を交わす】

- ①学校長と新たな実施主体の代表者が面談し、「新たな地域クラブ活動」の規約、指導方針、年間計画等を確認する。
- ②規約、指導方針、年間計画等の内容に、合意が得られた場合、学校長と新たな実施主体の代表者は、2通の合意書を作成し、両者において保管する。

- ・合意形成が得られない場合には、令和6年度以降に競技・種目ごとの検討チームにおいて、新たな実施主体等について、継続して検討する。

(5) 事業実施期間

- ・令和6・7年度（令和6年4月～令和8年3月末）

(6) 事業参加の効果（メリット）

新たな実施主体として認められた場合、次のメリットがある。

- ・新たな実施主体として、社会的な仕組みとしての立場を明確にすることができる。
- ・運営にあたって、教育委員会との一層の連携を図ることができる。
- ・「大垣市部活動地域移行実証事業運営補助金」を活用することができる。市は、実施主体から申請があった場合、運営に関する経費の一部を補助する。
- ・学校部活動と同様に、学校施設を活動場所として使用することができる。

令和 6 年度 新たな地域クラブ活動 実証事業 参加基準

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
活動実態に関する基準	①市の基本理念に基づいた、運営がされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなくスポーツに親しむことができ、生徒の豊かに生きる資質・能力を育むことを基本理念としている。 ・活動方針を明確にしている。
	②活動時間について、本ガイドラインが遵守されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・休日（土、日）は、どちらか一日を休養日としている。 ・休日の活動時間は、原則、1日3時間までとしている。
	③中学校部活動の受け皿となる団体である。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校部活動に在籍していた生徒の受入れ先となる団体である。（複数の部活動の生徒を1つの団体が受入れる場合等も可とする）（その学校の一部の生徒しか在籍していない場合には、上記の解釈に当てはまらない）
	④継続可能な代表者・指導者が配置されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年、体制を整備できる代表者がいる。 ・複数年、指導を継続できる指導者がいる。 （生徒の保護者で、活動終了とともに保護者による指導者が入れ替わるのは適さない）
	⑤指導者が資格を保有している。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核となる指導者が資格を保有している。 （公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等）
	⑥暴力、各種ハラスメント等の不適切な行為を行わないことが遵守されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第4条（暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の禁止等）を遵守している。
	⑦市内の施設を活動拠点としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の学校施設や体育施設を活動拠点としている。
	⑧安全管理体制を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者及び生徒は、スポーツ保険等に参加している。 ・緊急連絡体制を整備している。（不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整えている）
運営体制に関する基準	⑨規約等が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等（規約・会則・定款等を指す）が作成され、整備されている。（規約等の提出）
	⑩事業計画・予算、事業報告・決算が適切になされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算、事業報告・決算に関わる書類が作成され、クラブ団体内で報告がされている。（事業計画・予算、事業報告・決算の提出）

実証事業の実施に当たって

1 運営

◆実証事業に参加する「新たな地域クラブ活動」は、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、学校と連携し運営を行う。

(1) 運営・新たな実施主体

- ・令和6・7年度の2年間の実証事業期間は、教育委員会と連携し、新たな実施主体が運営を行っていく。
- ・新たな実施主体は、中学生のスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担い、運営上の課題に対応することになるため、生徒が安全安心に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体とする。
- ・新たな実施主体の代表者は、複数年にわたり、その役割を担い、体制を整備して運営にあたる。代表者は、運営に関する諸問題に対応し解決を図る。

(2) 関係者間の連携体制の構築等

- ・教育委員会は、新たな実施主体のみに任すことなく、運営に関する情報共有や連絡調整を行い、連携した体制を整える。
- ・「新たな地域クラブ活動」における生徒同士のトラブルや事故等の対応についての管理責任は、実施主体にあるが、学校も含め事務局と連携して対応する。
- ・実証事業に係る問い合わせの窓口は、教育委員会（事務局）とする。体育系は、社会教育スポーツ課、文化系は、学校教育課が担当する。

2 管理

◆新たな実施主体は、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長が図られるよう活動時間等を適切に管理する。

(1) 休養日及び活動時間の設定

- ・新たな実施主体は、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないよう、十分に配慮する。
- ・「大垣市中学校部活動ガイドライン」で規定する内容を基本とする。
(参照：【改訂版】大垣市中学校部活動ガイドライン 令和3年3月)

【休養日】

- ・土曜、日曜については、どちらか一日を休養日とする。
- ・第3日曜日は、原則「家庭の日」として活動は実施しない。
ただし、大会、施設の割り振りの関係でやむを得ない場合は、必ず振替で休養日とすること。

- ・3、4連休の場合は1日以上、5連休以上の場合は2日以上、休養日を設けることが望ましい。

【大会参加時の休養日について】

大会参加にあたっては、原則、以下のとおり対応する。

- ・大会開催日が日曜日の場合は、前日、土曜日に活動することもあり得る。また、大会開催日が土曜日の場合は、翌日、日曜日に活動することもあり得る。その場合、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。
- ・土曜日、日曜日の2日連続で大会に参加した場合は、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。週2日の休養日を確保すること。

【休日の活動時間】

- ・活動時間は、原則1日3時間までとする。（大会は除く）

(2) 活動場所

- ・新たな実施主体は、学校施設を活動場所とすることを基本とする。
- ・例外として、実施主体が競技団体等であり、特別な設備を使用する等の場合には、体育施設を使用することもある。
- ・学校は、新たな実施主体が学校施設を使用して活動することができるように、新たな実施主体と使用日時の調整を行い、使用する施設を確保する。新たな実施主体は、部活動の顧問と連携し、円滑な調整に努める。

(3) 安全管理

- ・新たな実施主体は、活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加する生徒等の保険への加入を促し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。
- ・加入する保険については、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険も保険対象となる保険を選定する。
- ・不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整える。
- ・活動中に、事故等が発生した場合は、生徒の怪我や症状の程度を確認し、生徒の安全を最優先として対応する。救急搬送を行う場合には、保護者への連絡とともに、教育委員会（代表 0584-81-4111〔土日：宿日直〕）にも報告する。

(4) 適切な会費の設定と管理

- ・新たな実施主体は、生徒や保護者等に対して、加入説明の際に、費用等に関する説明を行い、理解を得る。活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ・年度当初に、収支予算書を作成し、予算の執行にあたっては公正かつ適切な会計処理を

行い、年度末には、生徒や保護者等に対し会計報告等を行う。

- ・新たな実施主体は、教育委員会に、年度当初に収支予算書、年度末までに収支決算書を提出する。

3 指導体制

◆新たな実施主体の責任者は、基本理念に基づいた指導が行われるように、教育委員会や指導者等と連携を図り、適切な指導体制を整備する。

(1) 指導者の確保

- ・新たな実施主体は、複数年、指導が継続できる指導者を確保する。生徒の保護者で、活動終了とともに保護者による指導者が入れ替わることは適さない。
- ・競技・種目ごとの検討チームにおいて、指導者の派遣を希望する団体に対して、希望する学校の職員や部活動の外部指導者、スポーツ関係団体等の指導を希望する指導者の中から、派遣ができないか検討し、指導者の確保に努める。
- ・中核となる指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等の資格を保有していることとする。
- ・新たな実施主体は、県教育委員会及び公益財団法人岐阜県スポーツ協会が主催する指導者育成研修会を受講した指導者や公認スポーツ指導者等の指導者資格（コーチングアシスタント、スタートコーチ等）を保有した指導者が指導することができるよう、指導者に対し資格の取得及び更新を促す。

(2) 適切な指導の実施

- ・指導者は、市の基本理念に基づいた指導を行う。
- ・指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図り、合理的かつ効率的・効果的な活動の積極的な導入等を行う。
- ・「新たな地域クラブ活動実施検討会」において、学校部活動の顧問より、生徒の活動状況や配慮事項等について情報を共有し、指導に生かすこととする。

(3) 教職員の兼職兼業

- ・「新たな地域クラブ活動」での指導を希望する教職員は、学校長に申し出て「兼職兼業届」提出し、教育委員会より許可を得る。
- ・学校の教職員が指導する場合は、勤務校における業務への影響がないことや自らの健康に留意する等、学校運営に支障がないようにする。
- ・教職員が兼職兼業として指導する場合には、教育委員会・学校及び新たな実施主体において、勤務時間等の全体管理を行うなど、指導者の適切な労務管理に努める。